

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
1	1	1	相談窓口の連携強化 【事業内容】 ・地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の養成する地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。	○	・令和2年度はコロナの影響で地域包括支援センターの相談件数が減少していると思われるが、何らかの対応・工夫はしていますか？	令和2年度の相談件数は令和元年度の件数と比較して減少しています。相談方法の内訳は、来所や訪問は減少し、電話は増加しています。来所や訪問が必要と判断された場合は、感染対策をとったうえで必要な対応を実施しているところです。把握できていない市民については、地域とのつながりから情報を得て相談につなげられていたケースがありましたが、コロナ禍で困難となったケースもありました。相談したくてもできない市民のために、チラシを作成して地域の各所に設置し、相談窓口を周知したり、地域のこれまで築いたネットワークで可能な範囲の見守りを続け、相談につなげる工夫をしています。	高齢者支援課
2	3	2	総合相談窓口の整備【新規】 【事業内容】 ・様々な分野の問題が1か所で相談できる、総合相談窓口の整備を進めます。 ・地域福祉コーディネーター（仮称）等がアウトリーチなどにより発見した問題を、内容に応じて整理し、その解決に向けて、専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行います。 ・複数の分野にまたがる複合的な問題に対しては、関連分野の専門職との連携を図り、公的なサービスや民間のサービスなどの社会資源につなげるなど、包括的・継続的な支援を図ります。	○	・総合窓口の整備、様々な関係機関と連携強化する方向で進めていただきたいです。	令和2年度においても総合窓口の整備、様々な関係機関と連携強化する方向で検討を進めてまいります。	地域福祉推進課
3	4	3	利用者の立場に立った相談体制の充実 【事業内容】 ・高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実します。	○	外部・内部から、相談員を支えるスーパービジョン体制の構築をお願いしたいです。	令和2年度においても職員の能力向上及び関係部署・機関との連携の深化を進めてまいります。	高齢者支援課
令和元年度の庁内福祉相談関係部署の連絡会議（つながりPlus）への参加が2回とあります。前年度以前と比べて減っているが参加自体が減っているのか、会議自体の開催回数が減ったのか、どちらでしょうか。					令和元年度の開催回数は4回に減少しました。そのうち2回参加しました。緊急業務で参加できなかった会議は、議事録の確認等を通して連携に支障が出ないようにしました。		

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
5	5	4	<p>地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して、様々な福祉課題を抱える市民を発見し、包括的・持続的な自立支援につなげることができるように、地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置を図ります。 ・地域福祉コーディネーター（仮称）として、社会福祉士など福祉分野の有資格者や、相談業務の経験のある、福祉サービス全般に精通した人材を、福祉エリア（6地区）に段階的に配置します。 ・地域福祉コーディネーター（仮称）と市の総合相談窓口が連携することによって、横断的な視点から、身近な福祉課題の解決を支援します。 	○	<p>地域福祉コーディネーターの配置が進んでいる。相談援助の質を担保するために、スーパーバイザー等の配置は、検討されていますか。</p>	<p>スーパーバイザーについては、重要性を認識しておりますので配置については、こういった形で配置できるのか検討してまいります。なお、相談援助の質を担保するために、大学の教職員にご助言やご意見をいただく形になっています。また他には毎朝の報告会議にて業務確認と、東京都社会福祉協議会等の研修に随時参加しています。</p>	地域福祉推進課
6	7	6	<p>権利擁護事業の充実</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人に対して行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う権利擁護センター事業を充実します。 	○	<p>権利擁護事業の充実について、関係者、市民等の方々にどのように周知していますか。</p>	<p>市広報紙や社会福祉協議会広報紙に記事の掲載を行ったり、関係機関にチラシやパンフレットの配架をお願いしたりとこのように周知しています。</p>	地域福祉推進課
7	8	7	<p>市民後見人の養成・活用</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人を養成・活用します。 	○	<p>市民後見人、受任以外の活躍の場はありますか。</p>	<p>受任以外の活躍の場としては、府中市社会福祉協議会の生活支援員として活動しています。市民後見人になるにあたり、生活支援員としての実績が必要となるため、生活支援員として活動しながら、市民後見人基礎講習を受け、後見活動メンバーとして登録後、事例にあった方を推薦しています。</p>	地域福祉推進課
8	9	8	<p>虐待や暴力に対する相談窓口の周知【新規】</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・高齢者・障害のある人に対する虐待相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。 ・配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に対する相談窓口の周知を図り、被害者及びその子どもの安全確保を支援します。 	○	<p>「女性問題相談カード」の活用が示されていますが、その内容はどのように検討して作成されたのでしょうか。内容がわからないので活動が想像しにくく感じました。</p>	<p>作成の経緯は、市職員と女性問題相談員がホームページや広報以外の周知方法を検討した結果、手に取りやすいサイズのカードを作成することとなりました。配架場所については、カードを手に取る場所を他人に見られないようにするため、公共施設の女性トイレの個室に置いています。配架することで、相談窓口を必要とする市民が手に取り、相談につながることを期待しております。なお、令和元年度につきましては、相談カードで相談窓口を知った方の割合は、全体の約5%でした。</p>	地域コミュニティ課

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
9	17	13	社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保 【事業内容】 ・災害時に避難行動要支援者のための避難所として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、避難行動要支援者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。 ・災害時に、市立小中学校などの一次避難所や、文化センターなどの二次避難所での避難生活を送ることが困難な避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の確保に努めます。	○	福祉避難所のさらなる確保に期待したいです。	令和2年度も引き続き、福祉避難所の更なる確保に向けて、関係各所と協議を進めてまいります。	介護保険課・障害者福祉課・防災危機管理課
10	22	17	生活困窮者の自立相談支援の充実【新規】 【事業内容】 ・生活困窮者の就労や、その他の自立に関する相談支援を実施します。一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成します。 ・生活困窮者の自立に向けて、自治会・町会や民生委員・児童委員等による日常的な見守りや、地域住民を主体とした助け合いの仕組み、福祉以外の社会制度などの資源の活用のほか、地域の事業者と行政との協働の下、新たな資源の開発にも努めます。	○	新型コロナウイルス感染症下における特別な事業を行っていますか。	令和2年度においては、有効求人倍率の低下に対応するため、就労支援事業について、12月補正予算において、キャリアカウンセラー1名と求人開拓員1名を増員し、一人ひとりの状況に応じた就労支援に向けた体制を拡充しました。	生活援護課
11	26	21	生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施【新規】 【事業内容】 ・子どもの学習支援を行っているNPOなどと協力し、生活困窮家庭の子どもが利用できる学習支援を実施します。	○	新型コロナウイルス感染症下で何か工夫を行っているものはありますか。	令和2年度においては、各教室の生徒を2班に分け、会議室の定員人数の半数以下とするとともに、授業時間を一時的に短縮し、学習支援員と生徒との一定の距離を確保しながら実施しているところです。入館前、入館時、授業中に各1回検温を行い、体調の悪い生徒が出ないように配慮しています。	生活援護課
12	31	25	福祉サービス事業者への運営指導【新規】 【事業内容】 ・福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保に努めます。	○	新型コロナウイルス感染症下で何か特別な運営指導を行っていますか。	令和2年度においては、社会福祉法人に対する特別な運営指導は特に行ってはおりません。社会福祉法人への一般監査は10月から再開し、年度当初予定していた7法人のうち、4法人に対して監査を実施しました。	地域福祉推進課
13	35	28	こころの健康を守る取組みの推進【新規】 【事業内容】 ・こころの健康に関する相談窓口を充実させるとともに、ストレス等への対応など、こころの健康についての啓発活動を推進します。	○	令和元年度Actとして、こころの健康に関する取組みを健康推進課が中心となって全庁的に推進する仕組みを整備とありますが、具体的にはどのようなことですか。	令和元年度においては、「府中市自殺対策関係者連絡会」及び「府中市自殺対策関係者連絡会分科会」を開催し、連絡会に関しては庁内19課、連絡会分科会に関しては庁内7課の構成課の方々と連携し、自殺対策（こころの相談含む）を行っております。連絡会では主に自殺者統計やこころの相談の統計等を共有し、連絡会分科会では具体的な事例を共有しながら、対応を検討する仕組みに整備しました。また、3月、9月の強化月間には全庁的にパンフレットやリーフレットを配架し、自殺対策およびこころの健康の大切さを呼び掛ける体制に整備しました。	健康推進課

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
14	43	35	<p>介護予防事業の充実</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやビデオ等により、介護予防の必要性や大切さのPRを行います。 ・介護予防検診の結果により、各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・介護予防に関する人材（介護予防サポーター）を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し、地域の介護予防活動を支援します。 ・地域包括支援センターと連携し、介護予防事業を実施します。 ・地域で介護予防に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会を確保し、自主グループの活動継続や新たな自主グループの立ち上げを支援します。 	○	<p>新型コロナウイルス感染症下で、事業実施の現状はどうなっていますか。</p>	<p>令和2年度においては、介護予防推進センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の筋力や認知面等の低下を予防するため、感染予防に留意しながら介護予防事業は継続しております。参加人数を部屋の定員の半数程度に調整し、実施時間も1時間程度に短縮するなどして、事業を実施しています。</p> <p>介護予防推進センターにおいては、センターで行う教室と在宅で行う体操等宿題を組み合わせた在宅型介護予防総合教室を実施しています。1月からLINEのビデオ通話配信に参加しオンラインで仲間と繋がりにくく予防に取り組む事業を展開しています。</p>	高齢者支援課
15	44	36	<p>相談・情報提供体制の充実</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターを中心として相談体制を充実するなど健康に関する知識や情報提供の充実を図ります。 	○	<p>令和元年度の相談件数が、前年度、前々年度等と比べると増えていますが周知・情報提供等に何か工夫をされたのでしょうか。</p>	<p>令和元年度の成人分の相談件数の増加については、こころの相談（自殺に関するもの）、風しん予防接種の実施による問い合わせが増加しました。また新型コロナウイルスの相談も入り始めたことから増加となりました。母子分の相談件数の増加については、母子保健係と子ども家庭支援センターがそれぞれ作成した支援プランを共有して、進捗管理のために支援対象者に電話連絡して状況を確認するようにするなどフォロー体制を充実させたことで相談件数が増加しました。</p>	子ども家庭支援課・健康推進課
16	52	41	<p>地域での見守り活動の充実</p>	○	<p>新型コロナウイルス感染症下で、活動の工夫等を行っていますか。</p>	<p>令和2年度においては、地域の自治会等には、対面を避けるため電話による見守りや訪問した場合でもドア越しに状況を確認している例があります。地域包括支援センターで地域関係者の集まる地域支援連絡会も規模を縮小して開催したり、アンケートを実施するなどして地域の状況の把握に努めています。</p>	高齢者支援課

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
17	54	43	文化センター等を活用した福祉活動の推進 【事業内容】 ・文化センター等の施設を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、福祉に関する学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図ります。	○	新型コロナウイルス感染症下で、文化センターの利用状況はどうなっていますか。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、活動休止や活動回数を減らしている団体もあることから、文化センターの利用状況は、令和元年度実績の半分程度の稼働率で推移しております。	地域コミュニティ課
18					コロナで事業回数が1回になったとありましたので、その後どのように対応しているのかということには気になりました。代替の手段・方法を素早く機能させるようになる準備があるのでしょうか。	対策としては、マスク着用や自宅での検温、手洗いの励行など一般的なものに比べ、講堂の定員を半数にし、座席を指定制にしています。中止等による代替の手段・方法については、現時点では特にございません。	文化生涯学習課
19	57	45	地域での自主的な福祉活動の支援 【事業内容】 ・一人暮らし高齢者に対する見守り活動、障害のある人への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支え合い活動や、福祉ボランティア活動を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。	○	新型コロナウイルス感染症下で、支援の実施はどうなっていますか。	令和2年度においては、会議や研修などは、新たな生活様式を守りつつ、会場の半数の定員によりなるべく短時間で活動を実施しています。当初、体温計や消毒液、マスク、フェイスガードなどが品薄であった際に、早めに購入し貸し出すことで活動を安全に行えるように支援いたしました。	高齢者支援課
20	63	49	ボランティア活動による生活支援の充実 【事業内容】 ・市、社会福祉協議会などが連携して、市民の知識や経験をいかすことができるボランティア活動の場を拡充します。 ・様々な活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。 ・ボランティアによる生活支援サービスの実施を支援し、サービスの充実と担い手の増加を図ります。 ・高齢者による地域でのサロンや会食会、介護施設等での活動にポイントを付与する「介護支援ボランティア制度」の導入を検討します。	○	新型コロナウイルス感染症下で、生活支援コーディネーターはどのような活動を行っていますか。	令和2年度においては、新たな生活様式を遵守しつつ基本的に事業は継続して実施しています。ただし、各地域の活動のうち、感染の可能性の高い、料理教室などの食事を伴う活動や、歌を歌うサロン系などは、現在も中止にしています。そうした中止の一方で、ちよこっと支援や小学校の通学時の見守りなど、3密を防げる支援などは継続しています。また、フードパントリー（必要な方に食材を届ける活動）など、コロナ禍において必要とされる活動を新たに実施しています。	地域福祉推進課 高齢者支援課

番号	ページ	事業番号	事業名、事業内容	令和元年度評価	意見、質問内容	回答	所管課
21	83	71	福祉意識の醸成 【事業内容】 ・様々な広報媒体や福祉まつりなどのイベント、福祉教育などを通じて、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）及びノーマライゼーションの理念の普及に努めます。 ・高齢者や障害のある人等、支援を必要とする全ての人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図ります。	×	令和元年度、台風による中止のため実績なしとあるが、福祉まつり事業費決算 1,885,322円とある。用途・内訳をお示ください。	令和元年度の決算の用途の内訳は、会場設営のキャンセル料などの業務委託費340万6,810円、まつりチラシなどの広報費18万4,896円、その他17万8,938円が発生しており、合計377万644円を本市と社会福祉協議会で折半して負担した金額が188万5,322円となりました。	地域福祉推進課
22	84	72	福祉教育・啓発活動の推進 【事業内容】 ・小・中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人等への理解を深め、支え合う気持ちを育みます。 ・広報やケーブルテレビ、擬似体験等を活用し、啓発活動を推進します。 ・社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進します。	○	新型コロナウイルス感染症下で、どのような活動を行っていますか。	令和2年度においては、ボランティア講習は、新たな生活様式を守りつつ、会場の半数の定員によりなるべく短時間で活動を実施しています。その他、学校等で福祉教育の場で活用できる福祉機器の貸し出しを行っています。「ボランティア活動紹介展」は社協ホームページにてオンライン開催を実施する予定であり、なるべく非接触に配慮しつつ活動は継続しています。	地域福祉推進課
23			評価方法について		評価方法の見直しが必要ではないかと考えます。現在の評価方法は計画通りに取り組むことができたかどうかを評価する方法です。その視点は確かに必要に思いますが、事業の実施前と実施後に市民生活に与えた変化などを評価基準にする必要があると考えます。	お示された評価方法につきましては、市民生活に与えた変化をどのように判断して評価するのか、評価基準をどこにおくべきか、判断が困難な点も多いものと考えております。しかしながら、委員から提案された市民生活への影響面への評価につきましては重要な視点と考えますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。	地域福祉推進課